



資料-4

原子力科学研究所 原子炉施設保安規定 【周辺監視区域の変更について】

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
保安管理部

令和元年11月25日

本資料のうち、□□□は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



概要

- 原子力科学研究所の隣接事業所である日本原子力発電(株)(以下「原電」という。)の東海第二発電所は、平成30年9月26日付けをもって同発電所の新規制基準適合性確認に係る原子炉設置変更許可を受けた。原電は同許可において高台への緊急時対策所等の設置、防潮堤の設置等を行う方針としている。
- 原子力機構は「日本原子力発電(株)による原科研敷地の利用に係る覚書」に基づき、用地として原子力科学研究所の敷地の一部を貸与し、原電の工事進捗に合わせて敷地境界及び周辺監視区域境界を見直すこととした。

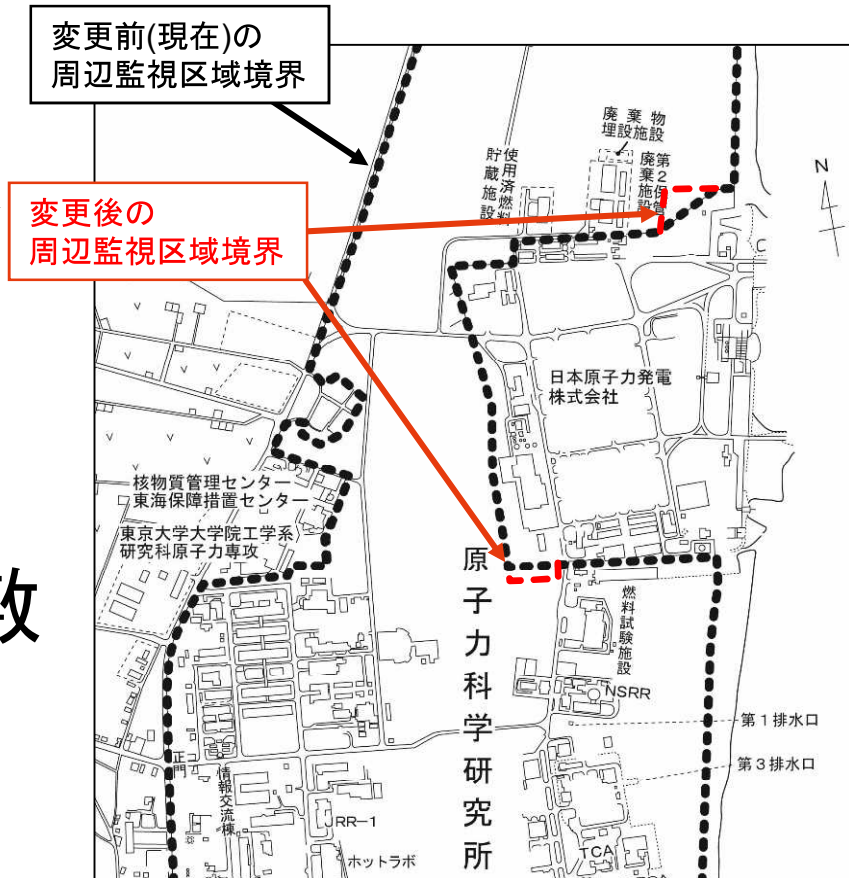


周辺監視区域変更の全体計画

- 原電の新規制基準適合のための工事進捗に合わせて4回に分けて周辺監視区域を変更する。
- このため、変更の都度、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定める周辺監視区域図を変更する。

第1回申請の内容について

- 東海第二発電所の防潮堤設置工事進捗に伴い、一時的に周辺監視区域境界を変更する。
- 一時的な周辺監視区域の変更であることから、敷地境界は変更しない。





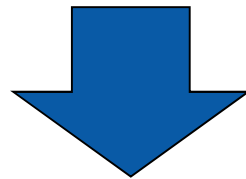
一時的な周辺監視区域の変更

- 第731回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（令和元年6月20日）における原電の資料2-1によると、防潮堤の工事に伴い、汚泥の仮置き場等の作業エリアを確保する必要がある。
- この作業エリアの一部が周辺監視区域境界と干渉することから、一時的に干渉しない位置へ変更し、工事完了後に復位する。



原子炉設置許可への影響

- 敷地境界の変更がないことから、敷地面積の変更はない。
- 周辺監視区域が変更される部分は、平常運転時の被ばく線量評価の境界上にはないことから、平常運転時の被ばく評価結果への影響はない。
- 敷地境界の変更がないことから、事故時の被ばく評価結果への影響はない。

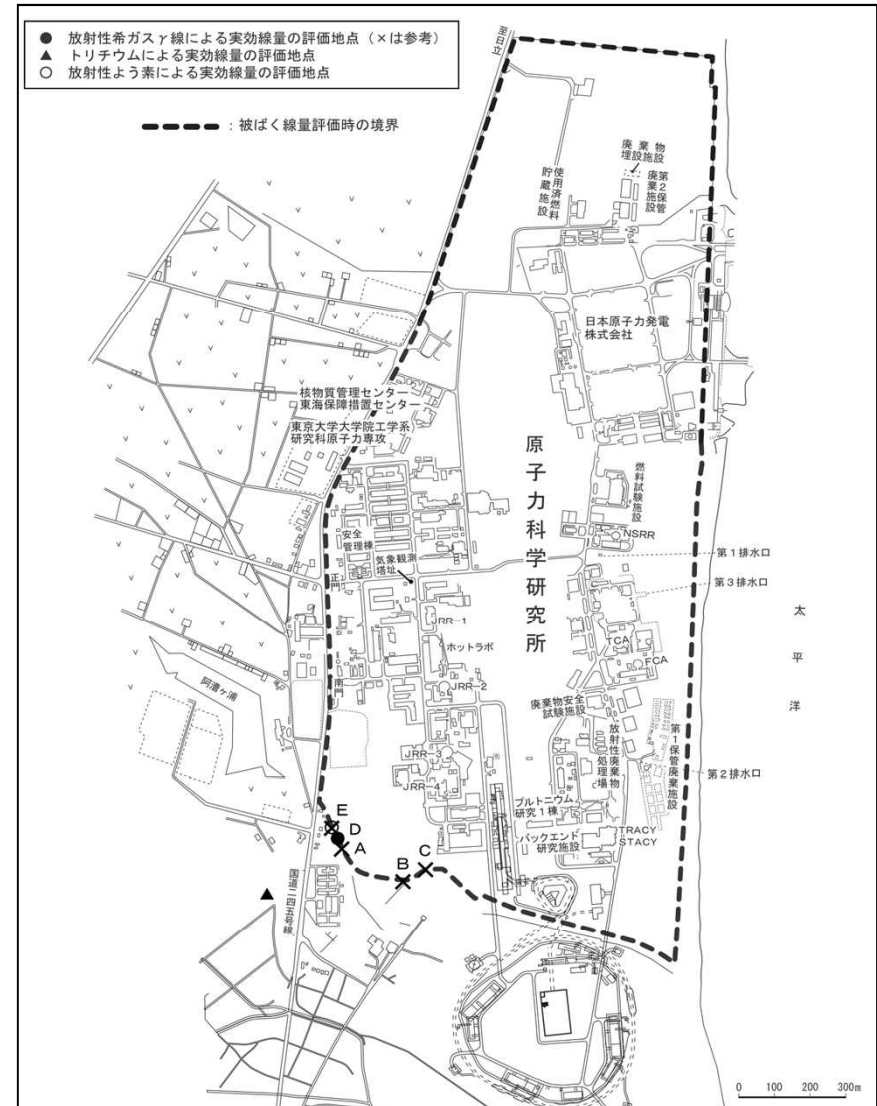


- 原子力科学研究所原子炉設置許可に変更はない。

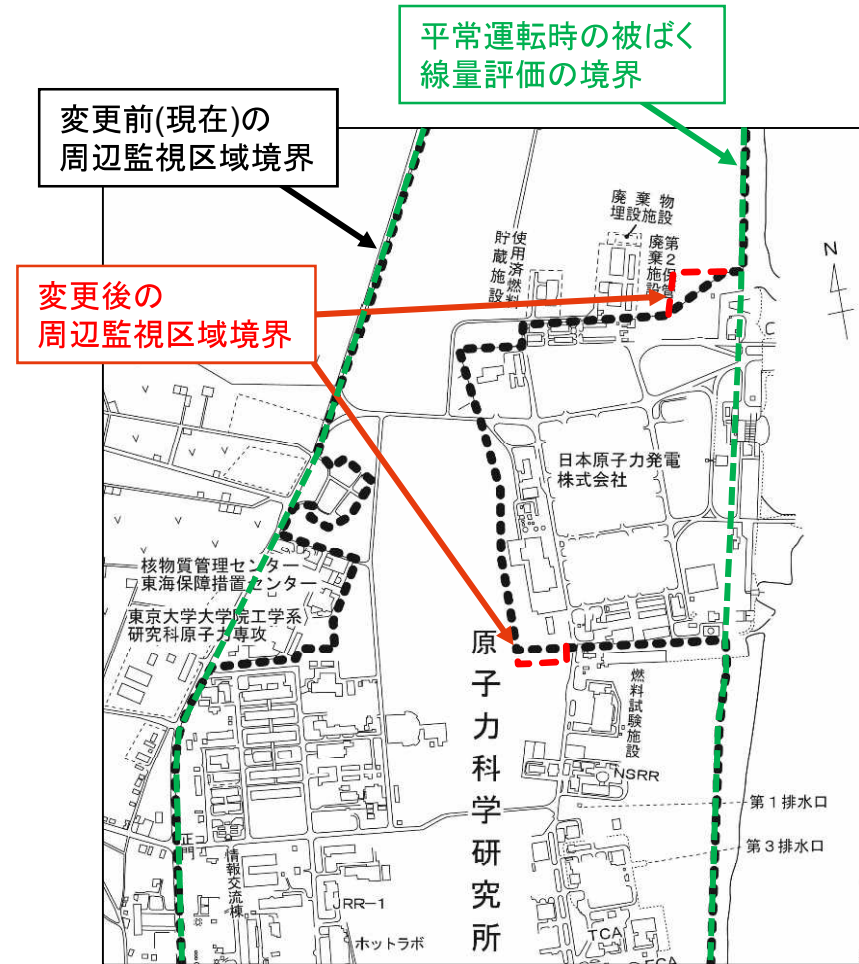


平常運転時の被ばく評価の方針

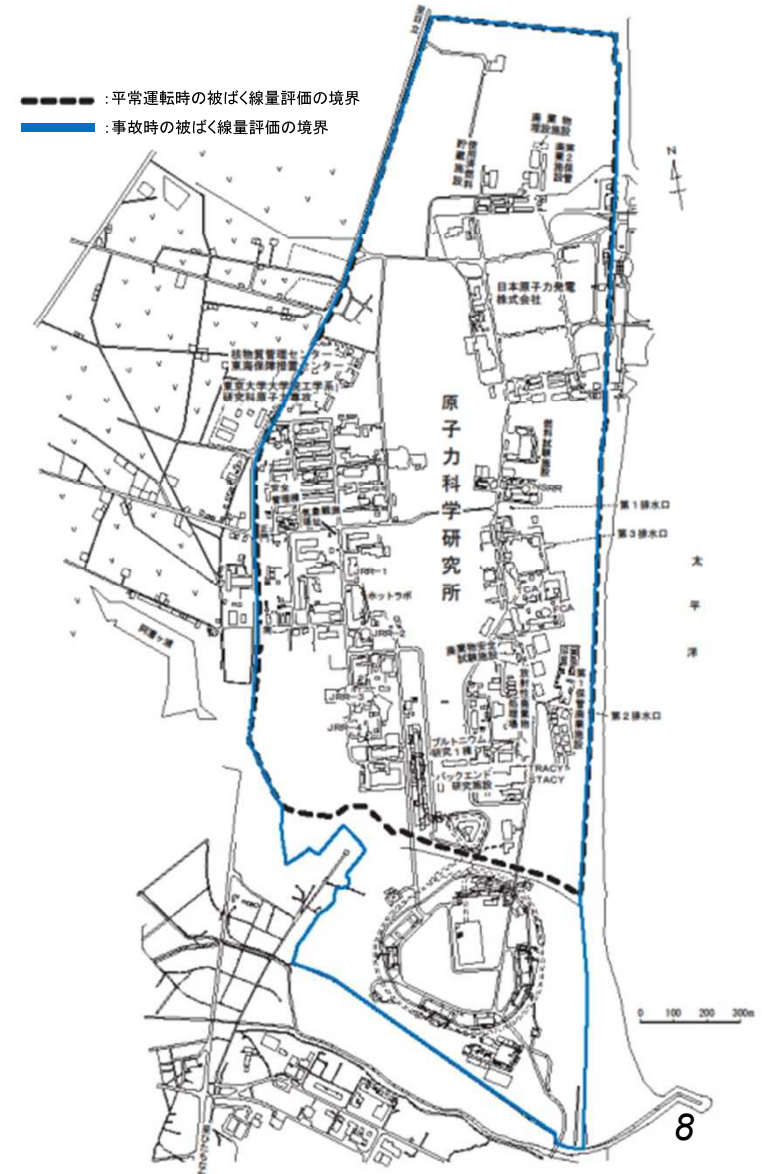
- 平常運転時における気体廃棄物の放出による一般公衆の被ばく評価については、周辺監視区域外の人(一般公衆)の居住の可能性を考慮した陸側地点にて実施している。



- ここで、東海第二発電所の周辺監視区域には人が居住しないため、被ばく評価時の境界の内側としている。
- 第1回申請で変更される周辺監視区域境界は、既許可の被ばく評価時の境界の内側での変更であるため、既許可の平常運転時の被ばく評価に変更は生じない。

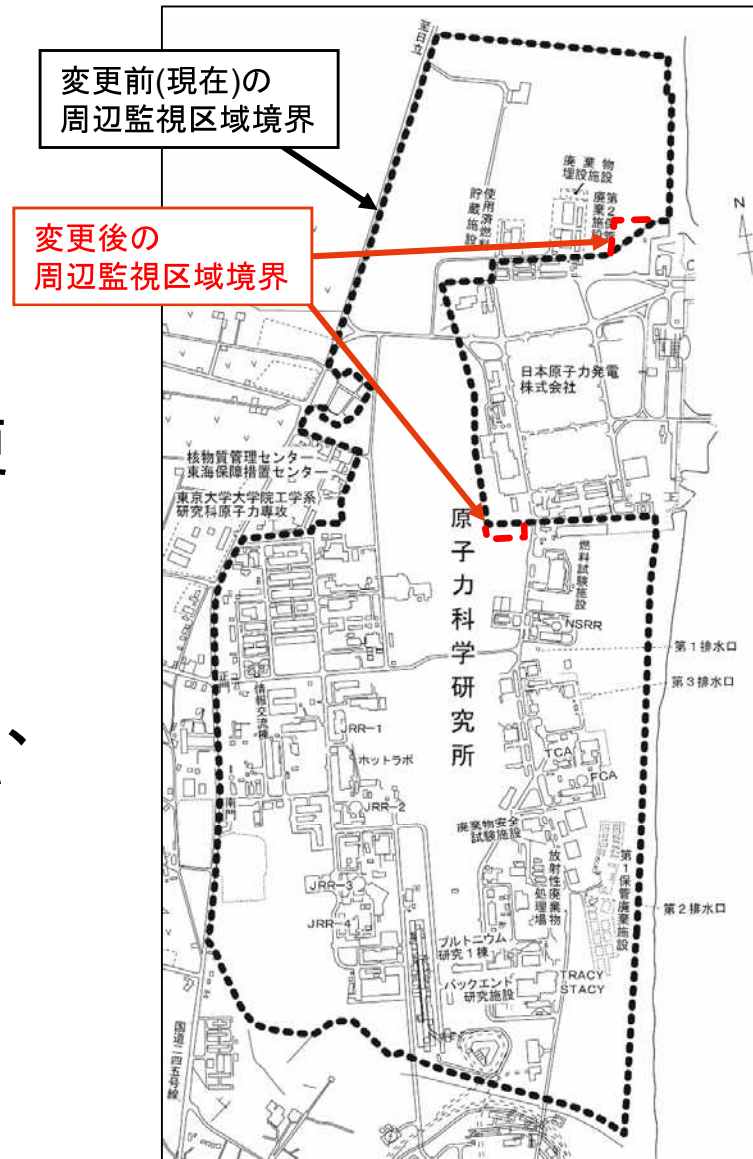


- 事故時における気体廃棄物の放出による一般公衆の被ばく評価については、敷地境界外の人（一般公衆）の居住の可能性を考慮した陸側地点という。）にて実施している。
- 敷地境界は変更しないため、既許可の事故時の被ばく評価に変更は生じない。



周辺監視区域の設定

- 人の線量又は空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示(第2条及び第8条)に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。実際には、管理上の便宜を考慮して設定している。
- 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(第7条)の規定に基づき、周辺監視区域には人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設けている。





周辺監視区域の運用等

【標識・柵等による管理】

- 立入ゲート等の新たな設置もないことから、出入管理等の運用に変更はない。

【隣接事業所との境界】

- 第1回申請で変更する周辺監視区域境界には、隣接する東海発電所及び東海第二発電所の周辺監視区域境界が設定されている。
- このため、第1回申請で変更する周辺監視区域の変更内容の施行時期は、周辺監視区域の変更に関する原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定、並びに東海発電所保安規定及び東海第二発電所保安規定の変更が全て認可を受け、新たな周辺監視区域境界にフェンス及び標識を設置後とする。

